

(様式第1号)

平成21年度 第1回 芦屋市立上宮川文化センター運営審議会 会議録

日時	平成21年10月14日(水) 10:00~12:00
場所	芦屋市立上宮川文化センター 3階 大会議室
出席者	委員長 川村 容子 副委員長 依田 秀任 委員 大塚 圭子・桜間 由美子・松本 勝治・川本 正男・松原 修 磯森 健二・橋本 達広 岩井 圭司(欠席)・杉本 正義(欠席)・上月 敏子(欠席)
事務局	竹内市民生活部長・山田センター長・阪下隣保館長・大橋人権推進担当課長 ・中尾センター職員・花岡センター職員
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 平成21年度上半期事業について(報告)
- (2) 意見交換
- (3) その他

2 提出資料

- (1) 21年度(上半期)実施事業の概要
- (2) 平成21年度運営・事業について

3 会議録

山田 定刻になりましたので、ただ今から平成21年度第1回上宮川文化センター運営審議会を開催いたします。本日は、委員のうち岩井委員、杉本委員、上月委員が欠席の連絡をいただいております。事務局のほうにこの4月に異動がございましたのでご報告させていただきます。

竹内市民生活部長、阪下隣保館長、大橋人権推進担当主幹  
=自己紹介=

山田 この会議は、芦屋市情報公開条例第19条の規定により、原則公開となっております。今のところ傍聴者はおられませんが、傍聴者が来られましたらお入りいただきます。委員定数につきましては、13名のうち9名のご出席をいただいております。委員の過半数の出席をいただいておりますので、芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第15条第2項の規定により会議は成立しております。

なお、議事録につきましては、事務局説明、配布資料についても掲載することになっております。また、発言された委員の皆様の内容とお名前も掲載することになっておりますので、よろしく申し上げます。

川村委員長 議事録書名委員は、桜間委員、松本委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。まず、議事(1)の平成21年度上半期の実施事業の概要について、事務局より報告をお願いします。

#### 阪下 (別紙1の説明)

別紙1 平成21年度(上半期)実施事業の概要をご覧ください。

上半期の実施事業につきましては、平成21年度の基本方針、具体的な運営・事業に基づき、次の通り実施しました。

なお、年間を通して実施している事業については別紙2に掲載しております。

「民生・就労事業」につきましては、

地域高齢者の集い。これは地区老人会の自主事業でございますが、5月28日(木)～5月29日(金)に京都府宮津市への旅行を企画しておりましたが、インフルエンザにより中止いたしました。

「高齢者昼食サービス」でございますが、4月から月2回、一人暮らし高齢者を対象に、地域ボランティアにより実施。いこいの間で行われる手づくり広場や映画会、カラオケ広場、健康講演会に併せて実施いたしました。

次に「いこい劇場」でございますが、毎月1回の映画会を行いました。4月は「母べえ」を実施、5月は「スノー・バディーズ」を予定していましたが、これもインフルエンザにより中止となり、6月に実施しました。

7月は「ポストマン」、8月は「夕風の街 桜の国」、9月「石内尋常高等小学校 花は散れども」を実施しました。

次に、健康講演会ですが、「食事の時のひとくふう」というテーマで8月27日(木)午後1時から3時まで、管理栄養士石井仁美氏による講演を実施し、参加者は24名でした。

次に「教育・啓発事業」でございますが、

各種パソコン教室を5月から9月まで実施しております。

「①女性パソコン教室」ですが、「基礎からワードやエクセルを暮らしに生かす方法まで」を計8回実施しました。また「女性のためのWORD活用講座」も、計8回実施しております。

「②シニアパソコン教室」は、「はじめよう！インターネット」を2回、「パソコン入門」を4回、「はじめようエクセル」を2回実施いたしました。

「③ 「男性パソコン教室」は、「基礎からゆっくりはじめましょうエクセル編」を2回実施しました。

「④小学生パソコン教室」は、「オリジナルシールを作ろう」を2回実施しました。

次に、「⑤親子パソコン教室」は、「ミニうちわを作ろう」を2回実施しました。

「⑥ J t r i m 簡単写真加工」は、「フリーソフトJ t r i m講座」を4回実施しました。

「⑦就労パソコン教室」は、「ワードの基礎とエクセルで簡単な書類を作成」を4回実施しました。

次に、「高齢者パソコン自主講座」でございますが、主催は、シルバー人材センターで、登録会員講習を12回実施しました。

次に「シネポケット ひゅーまん」でございますが、毎週水曜日の午後1時30分から視聴覚室で実施している映画会ですが、4月は「ハイジ」、「鉄道員（ぽっぽや）」、「ポストマン」を、5月は「博士の愛した数式」を、「サラエポの花」はインフルエンザにより中止しました。それと「あかね空」を、6月は「世界で一番パパが好き」、「天まであがれ」、「リトル・ミス・サンシャイン」、「アルゼンチンババア」を実施し、7月は「e a r t h（アース）」、「ホテル・ハイビスカス」、「ライトスタッフ」、「眉山」を、8月は「プライベート ライアン」、「サウスバウンド」、「父と暮せば」を、9月は「ユー・ガットメール」、「佐賀のがばいばあちゃん」、「母べえ」を実施しました。

次に、「ワンコインシアター（なつかしの名画特集）」は、兵庫県映画センターとの共催でございますが、5月23日に予定しておりました「黄昏」は中止いたしました。「②禁じられた遊び」を7月25日（土）に行い、来場者は午前109名、午後118名でした。

「③雨に唄えば」は、9月19日（土）に行い、来場者は午前89名、午後107名でした。「④シェーン」は11月14日（土）の予定でございます。

次に「夏休み社会見学」でございますが、8月26日（水）に神戸市立須磨海浜水族園に小学校1年生から中学3年生まで15名を連れて行きました。

次に「環境問題を考える展示会」でございますが、「世界の環境破壊」というテーマで、ピースおおさか（社団法人大阪国際平和センター）の資料を提供していただき、7月30日（木）から8月3日（月）まで、約30点の写真パネルを3階通路で展示を行いました。

次に「児童センター事業」でございますが、「親子自然教室」につきましては、5月16日（土）に「蛇谷から東おたふく山の初夏を訪ねて」を実施し参加者は15名でした。6月20日（土）は「奥池方面（初夏編）きのこの学習」を実施し、参加者は19名でした。7月18日（土）は「能勢妙見山方面」を実施し、参加者は14名でした。

次に「夏休み映画会」ですが、「かんからさんしん」を「8月～みんなで考えよう平和と人権～」の一環として、8月6日（木）にホールで実施し、午前と午後合わせて214名の参加がありました。

次に「ジュニアクラブ社会見学」ですが、7月31日（金）に神戸市立水の科学博物館に小学校1年生から3年生まで14名で見学いたしました。

「おりがみ教室」は、8月17日（月）と24日（月）に、大会議室で実施し、小学生41名の参加がありました。

次に「食育講習会」ですが、8月7日（金）に「いこいの間」で、ジュニアクラブが畑で育てている食材を利用して、給食サービスを合同で実施し、参加者は20名でした。

次に「健康子育て交流会」は、9月25日（金）遊戯室で実施し、参加者は10名でした。

(別紙2の説明)

次に別紙2 平成21年度事業 教室・講習講座一覧となっております。

(その他の報告)

貸館事業についてですが、これについては、記載されていませんがご報告します。

センターの貸館事業でございますが、市民センター別館の改修工事にとまなないまして、9月から利用者が増えており、貸し館事業の収益も増加しております。また、社会福祉協議会さんとも連携を取り、社会福祉協議会のグループさんについても、センターで活動ができるように努力をしております。

また、現在、新たに使っていただいているグループさんの中には、私どもの事業目的にそったグループさんも沢山使っていただいておりますので、大切にしていきたいと思っております。また、将来的には、事業交流がもたらいいなと考えております。

**橋本委員** 先ほど阪下課長から報告がありましたように、社会教育の中でもやはり文化センターと同じような事業をやっており、パソコン講座などは公民館でもやっております。それぞれの施設がそれぞれ活動をしておりますが、ネットワーク作りがなかなかできていないということが行政の課題として一方であります。こういったところの各々の場所でこういうことをやっているのかという情報交換ができることで大変便利になると思います。引き続きよろしく申し上げます。

**川村委員長** ありがとうございます。他の委員さんいかがでしょうか。

**松本委員** 地域では、お年寄りが増えてきており、食事を作ることができなくなっています。私もぜんぜん作れないんですが、こういった昼食サービスなどは、進めたいと思っています。それから、ここの住宅改良も相当年数が経っていますので、かなり周辺地域の入居もあり混住率が高くなってきています。その中には、事情があって入ってきた人や、家庭内暴力の関係ですとか、特に家庭内暴力では、児童扶養手当の申請が年1回ありまして、その時に民生員の証明をくださいと来られたときにお話を伺います。私はその人との面識がありませんので、この地域のことをお話しする中で、上宮川文化センターのこともお話し、気軽に相談できるので行くようにと薦めています。

**山田** 何件かそういう相談があったと報告を受けています。

**松本委員** 出来たら地域の方と深くかかわりをもって、折角この住棟に住まれるわけですから、徐々に知っていただいて仲良くしていただければと思います。

**岸田委員** 一点は、市民センターのお客さんがこちらに来ているということですが、文化センターの設立趣旨について啓発していかなければならない、していただいていると思いますがいかがでしょうかということと、もう一点は、政権が変わったことによって館の事業、隣保館についてどのように聞いているのか説明願いますか。

**山田** 朝の9時の受付の時間帯では、多くの方の来館がありますので、なかなかそういうことまではお話できていませんが、事前に来られた人については、館の説明と併せて設立趣旨についてもご説明はさせていただき、できるだけ気持ちよくご利用いただくように心がけております。二点目のことについては、館の補助のことも含めて、政権交代によって館にどのような影響があるかということだろうと思っておりますので、私どもの

職員で全国隣保館連絡協議会の会長をしております中尾のほうからご説明させていただきます。

**中尾** 政権交代で、補正予算が凍結され、来年度の概算要求についても白紙となるなど、官僚主導から政治主導という流れに移っています。人権行政につきましては、政権交代でこれまで以上に進むだろうと予測されます。懸案になっておりました人権侵害救済法が近いうち（来年の通常国会）に成立するであろうという見込みがあります。国の人権擁護審議会の答申に基づき、教育啓発についての法律はすでにできています。芦屋においてもその法律に基づいて、「芦屋市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」ができ、全庁的に教育啓発を進めています。一方、車の両輪である人権侵害に関する救済法ができていない状態で、ここ5、6年きておりますが、この両輪がそろわろうと予測されています。また、国連人権規約の関係では、「取り調べにおける可視化法案」とか、そういうことが進み整っていくだろうと思われれます。

当センターに関して言いますと、福祉と人権推進のために、国が隣保館に対して補助金を出しています。本センターでは、年間で1千万～1千2百万円の補助金が出ていますが、最悪の場合これがなくなるという状況が懸念されています。というのは、小泉政権の三位一体の改革で、国庫補助金は廃止し地方に財源移譲するという方針がとられました。隣保館は全国に910館ほどあり、それをまとめる組織として全国隣保館連絡協議会がありますが、補助金廃止について反対し、存続に向けた要望活動を展開しました。なぜかといいますと、隣保館を設置している自治体は全国1,800あまりの市町村の3分の1しかありません。その財源が一般財源化になり平準化されますと、隣保館を設置している市町村に入ってくるのが、3分の1,4分の1,あるいは5分の1になってしまうということになります。隣保館を設置している自治体に直接補助金がおきるような今のシステムになるように活動を進めまして、今現在でも存続しています。

隣保館というのは市町村が設置し運営する施設ですから、地方分権や三位一体の改革の理念からすれば国庫補助金存続は極めて難しい状況にありました。全国知事会の仕分けでも隣保館の運営補助金は、一般財源化の方向に入れていました。そのような状況下で、全国隣保館連絡協議会が組織を挙げて関係各省や地方六団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会、とそれぞれの議会）等に働きかけ、補助金存続を実現しています。

このたびの政権では地方分権をどんどん進めていこうという方向ですから、これまでの自民政権下よりも一般財源化の方向性がより鮮明化していくという可能性があります。隣保館を設置運営している多くの市町村では、国庫補助金があるから隣保館事業がやれているという状況があり、一般財源化になると隣保館の存続そのものが危ぶまれるという全国的な状況があります。今後とも、存続に向けていろいろな皆様の力をお借りして進めていこうと全国隣保館連絡協議会のほうでは決めております。

当隣保館についてですが、上宮川文化センターの補助金は1千2,3百万円程度ですが、総事業費からすればそんなに大きな比率ではありません。このセンターの日常的な相談事業や地域福祉事業、全市民を対象にした様々な事業をはじめ、同和問題や

人権問題を解決し、人権文化豊かな芦屋市を目指す方向、あるいは、今の福祉の流れは、人と人とのつながりを創っていこうという方向になっていますので、これは私の主観的な見方ではありますが、補助金が削減されても、現状の事業を維持継続し、また、広げていくということであれば、当センターにおいては、あまり大きな問題ではないと思います。むしろこれからの社会的なセーフティーネット、雇用を中心に、子どもの人権、高齢者の問題、障害も持った方とか様々な社会的な援護を必要とする方々がどんどん増えてきて、そのセーフティーネットの一環として、このセンターがその役割を果たすということになれば、補助金それ自体は大きな問題ではないと思います。

ただ、だからといって、これまで芦屋市は財政が大変厳しい中で何とか持ちこたえてきていますし、今までやってきた努力、より一層経営努力をしながら事業を推進していくということが極めて大事になっていくことと思われま。審議委員の皆様がこのセンターの目的とこれまでやってきたこと、これからやろうとすることについて、いろいろとご意見をいただくことが困難を克服することではないかと思ひます。こういう状況ですのでよろしくお願ひいたします。

**岸田委員** 私は政府交渉に行つて状況はわかっていますので、苦しめないように頑張りますが、いつも言っていますが、館職員の研修を行いきちんとわかつて仕事をしないと、ここ何年来言い続けていますが、よろしくお願ひいたします。

**川村委員長** これに関連して、児童の関係で依田副委員長なにかございますか。

**依田副委員長** 先ほど中尾全隣協会長がおっしゃったことと同じような流れを感じております。マニフェスト自体にも児童館はそのまま推進していこうと書かれてありましたが、少子化担当大臣の社民党福島さんも、放課後の子どもたちの居場所づくりについて、しっかりやっいていこうと保育とセットであげていました。子どもの健全育成施設としての児童センターについても伸ばしていこうという方針で、少子化部会の国の社会福祉審議会のほうでも、この13日に私どもの上長が厚生労働省に招聘されまして、児童館の潜在的な機能あるいは、今後の意義について説明してほしいということで、20分ほどレクチャーしてきましたが、非常に関心の高い事業であるようです。

ただ一方で、芦屋の児童センターは61年築となっておりますのであれなんですけど、40年、50年代に国庫補助がついてはじまった児童館が分布的にみると多くて、アスベストから始まり、耐震・免震の補強ですとか、老朽化に伴う大規模改装とか、そのあたりで各自治体がどれだけ補填できるのかということについては、かなり厳しいシビアな選択を迫られている。いったん閉めながら、新たに設けなければならない。改築複合で造っていかなければならないという流れもあるようです。そもそも論でいいますと、児童センターのみでいいますと、子どもの健全育成と子育てをすお母さん方を支援するということ、地域の子どもたち交流させていくというような、コミュニティセンターとしての機能、大きく3つの機能だと思うんですが、その流れにおいても、子育て支援をどのように拡充していくかということが、全国的な流れの中で目立って特出される事項となっております。神戸の事例なんですけど、施設指導で指導員さんがかかわりながら、子育て中のお母さん方を集め、そのお母さん

方に場所を提供しながら、指導員としての活動をした後に任意でお母さんが今度は自分たちの子どもをセンターの中で子どもたちを預けあっこするようなプログラムに繋げていくということで、昔普通にあった隣のおばちゃんにちょっと子どもを預けていくような相互関係をセンターでも作り、また、それを地域にかえしていくようなそういう事業をしているところもあります。また、両極端ですが、札幌の事例ですが、中高生の居場所がないとどこがやっているのか、ということですが、芦屋市においてはどこかということですが、こちらの児童センターも0歳から18歳までを対象とする児童福祉法に規定された施設ですので、考えてみれば中学生、高校生にまったく税金が使われていないなどこの層は考えられるわけです。ということで児童センターでもしっかりとやろうということで、札幌は100館ほど児童センターがあるんですが、ここでも随時、中学生は7時まで、高校生は9時まで開館時間を延長して、職員もローテーションしながら事業をしていく、そのことが財政難の折に児童センターに予算を温存できる、市民の理解に繋がっていくだろうという考え方で広げているようでございます。新たな取り組みをして、難局を乗り越えていこうとする児童館があちこちで工夫されてきておるようです。

**川村委員長** ありがとうございます。今、札幌の中高生は、中学が7時、高校生が9時までというのは、居場所の提供だけということですか。何か具体的にプログラムもやっておられるとか・・・

**依田副委員長** もちろん地域支援を活用しながらですので、近くに例えばバンドなどを指導できるボランティアさんがいるとなれば、その機材を提供するもの、指導するもの、必要とするものがあつたときには、そういうプログラムを開設するでしょうし、あるいは、ボランティア活動のようなつながりで、子どもを連れて行く教室にインストラクターの立場で中高生を導入していくというようなことをされているところもありますし、また、大道芸をグループで作って外に出て行っているような地域の人とお話しながらセンターの取り組み、子どもたちのありようというのを地域市民にたくさん知っていただくというような取り組みをしていただいているところもあり、その場その場、環境にあつた可能なプログラムをやっておられるようです。

**川村委員長** 政権が変わつたということで、いろんな状況をご説明いただいておりますので、松原委員さんに緊急雇用対策の今の動きなどをご説明いただければと思います。

**松原委員** 政権が変わつて緊急雇用対策については聞いているんですが、具体的にどんな形で、いつから、どれぐらいのボリュームでやるのかということは、まったくおりにきておりません。ただ、マスコミ等の報道によれば、これから先、失業で生活が成り立たない、あるいは、住居がなくなるといった人たちが生活保護の対象者となっていくことを避けなければならないということですから、ハローワークでは、生活保護に入る前までを守備範囲として拵げていこうということで、住居喪失者に対しては、住居の斡旋、あるいは、失業中で雇用保険、失業保険ですね。失業保険のない方については、融資制度であつたり貸付制度というものをいれながら、生活保護者にならないように、その時点で就職をして就労自立ができるようにとそういう施策をすると、これらは、マスコミの報道で我々のところに直におりにきたものでもなんでもありませ

んが。それにもう一つは、失業者を出す一方の事業主に対して、今、雇用調整助成金というものがあるんですが、その判断基準のひとつは、3ヶ月間で業績が低下した場合というのが一つの条件にしているんですが、それをもう一つ緩和してより広く使っていただくというようなことが、進められようとしております。ただ、繰り返しますが、それは、具体的に大臣なり政務官なりからこうしますと、予算的な裏づけについてこうしますというようなところまでいっていないので、具体的にハローワークの窓口で、それを持ってご案内したり、支援したりというところまでは至っておりません。そういう状況です。

**川村委員長** 他にご意見はございませんでしょうか。

**川本委員** 1階のいこいの間ので、週に1回体操をしています。少々からだの悪い人でもできるので、忙しくてこられない人は仕方ないが、いい事業だなと思っているので、文化センターだよりに載せればよいのではないかと思うが

**川村委員長** それは、文化センターだよりに載せてないんですか

**山田** これは、福祉の介護課の事業でありまして、私どものいこいの間をご利用いただいて、毎週金曜日の15回で約15名ぐらいの方の登録制となっております。この事業は、市の広報紙のほうに掲載されております。ということで文化センターだよりのほうには掲載させていただいておりません。

**川村委員長** センターだよりに載せていないというのは、実施母体が違うものは載せないということでしょうか

**山田** 登録制でございますので、事前に予約をしなければなりませんので、センターだよりに載せてそれを見たからといってすぐに参加できるものではございませんのでそういう意味でセンターだよりに掲載をしておりません。

**磯森委員** 広報にできるだけわかりやすく載せさせていただきます。

**川村委員長** ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

**依田副委員長** 事業の取組みの中で、隣保館事業、児童センター事業としてのメニューが教室・講義というかたちであがっておりますが、この上がっているメニューには参加しないが、このセンターにはふらっと遊びに来る子どもたちというのはどれくらいいるのでしょうか。そういった人たちをカウントされたものはおありでしょうか。

**山田** 1階ロビーあるいは図書室あたりで、事業については登録制の事業もございまして、参加していない子どもたちが本を読んだりしております。ビデオブースの利用者、図書室の貸出あるいは自習室の利用者はカウントはしていますが、自由来館者のカウントはしておりません。

**依田副委員長** そういう子どもたちもカウントできればいいですね。今聞かせていただいたのは、国では、2年前から放課後子どもプランという小学生にむけた事業ができてまして、一つは、学校の用地を使って子ども教室の取組みをしましよと、地域のボランティアさんに予習・復習も含めてちょっとした下校送りなんかしてもらったり、また、子どもの安全確保の場としても活用しましよというような文化省の予算で行なう事業と放課後児童クラブのように、留守家庭の子どもが登録されてお預かりする低学年の事業、この二つの事業を合わせて放課後子どもプランということで、国のほう



でかなり力を入れているとおもうんですけども、そこから漏れていく子どもたちというのが見え初めているんですね。留守家庭なんだけれども、お母ちゃんもお父ちゃんも共稼ぎ世帯で学童クラブに登録するのも面倒くさいと、授業料も払わないといけないし、嫌だということで、登録をされていないから学童クラブにも預かってもらえない。親たちの目も届かない、放課後に学校に遊びに来ているのかも把握できていないということで、どちらにもつかずに地域をさ迷う、マスコミで言う放課後難民が増加してきています。マスコミが面白おかしくいつている部分もあるかもしれませんが、実際、まったく親に関わってもらえない、あるいは、放課後、地域の大人から目が届かない、いわゆるネグレクトの状態にある小学校1,2年の子どもたちが非常に危なくて、連れ去り未遂ですとか、奈良や栃木、神戸でも起こった事件などは、小学校1,2年生の女の子が放課後、地域の人にも誰とも関わらない状況の中で連れ去りに会っていると、殺され遺棄されるという事件が多発していますので、そういった観点からも一般来館の子どもたちにも利用しやすい施設作りといたしますか、そういうものがあると、これからの時代にタイムリーな施設になっていくのではないかと思います。情報提供ということでお話をさせていただきました。

**橋本委員** それに関連して、本市の放課後子どもプランの場合ですが、学童保育のほうは、おかげさまでこの1年待機児童はいないという状況で、ほとんど要望には応えられているのかなと思っています。それと本市の場合、各学校の校庭開放、ただし、春休み、夏休み、冬休みについてはやっておりますが、他の平日、土曜日とやっております。ただ、芦屋の場合は塾通いの子どもが多く、そういうどこにも居場所がないという子どもについては、我々も気にしているところですが、そんなに多くはないのではないかと思います。全然いないというわけではないですが。

**磯森委員** 居場所についてですが、芦屋市の場合、子育てセンターというのがあります。来年の7月に福祉センターが完成の予定です。その中に子育て支援センターということで、一定の少し手入れは遅れましたが、分掌準備ということで、先ほどお話が出ていましたが、バンドですね、そういった形でやっていただくとか、具体的な事業の内容は今から進めていくんですが、そういったことは、来年度から確保できるような方向で

**依田副委員長** 小学生・中学生も利用できるような

**磯森委員** はい、そういう事業が来年からできればと考えています。

**川村委員長** 他よろしいでしょうか。時間の関係もございますので、ここで終わりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

以 上